

身体障害者手帳 Q&A

1 身体障害者手帳とは何ですか。

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づき、身体障害のある方に対して相談等を行い、身体障害者(児)に障害福祉サービスを提供して自立や社会活動の参加を促し、支援するための手帳です。

身体障害者福祉法が定める身体障害の認定基準に該当し、その障害が一定以上持続する(障害固定)と認められた場合に取得できます。

2 身体障害者手帳を取得すればどのようなサービスが受けられますか。

手帳によって受けられるサービスの内容は、市町により異なります。お住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

3 どこで交付していますか。

兵庫県にお住まいの方は、県立身体障害者更生相談所で認定・交付しています。ただし、神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市に居住する方については、県ではなくそれぞれの市で交付を行っています。

4 交付を受けるにはどうすればよいのですか。

新規で交付を受ける方、または既に手帳をお持ちの方で障害の程度が変わったり新しく障害が追加されたりした方は、お住まいの市町の障害福祉担当窓口で指定医の作成した診断書を持参して手続きをしてください。手続きに必要なものは以下のとおりです。

- ・ 交付申請書
- ・ 身体障害者診断書・意見書(様式3号)
- ・ 写真1枚(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、申請日から1年以内に撮影したもの。カラープリンター等で打ち出した劣化しやすいものは不可)
- ・ マイナンバーカード、印鑑

5 手帳を紛失した時はどうしたらよいですか。

規定の写真を持参の上、市町の障害福祉担当窓口で再発行の手続きを行ってください。

6 手帳に再認定の記載があるのですが、どのようにすればよいのですか。

再認定の記載があるものについては、その時期に再度、障害の状態を見直す必要がありますので、指定医の診察を受けた上で市町窓口にて再認定(程度変更)の手続きを取ってください。

7 県外や神戸市から兵庫県に転入したのですが、どのような手続きが必要ですか。

他都道府県や政令市・中核市が交付した身体障害者手帳をお持ちの方が兵庫県内に転入した場合は、お住まいの市町の障害福祉窓口で居住地変更の手続きをしてください。

8 障害が改善した場合、あるいは死亡した時はどうしたらよいですか。

お住まいの市町の障害福祉担当窓口で身体障害者手帳の返還の手続きをしてください。